

※前回 WG 資料 23-1 からの変更点を赤字

スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ
(青少年保護規定・追加案)

1.5. 青少年の保護に係る取組

1.5.1. アプリケーション提供者

- アプリケーション提供者は、自ら提供するソーシャルネットワーキングサービスやユーザー生成コンテンツなど青少年¹と他の利用者の交流などが発生するアプリケーションにおいて、例えば、青少年による利用者情報の発信に係る注意喚起の仕組みや機能、青少年のプライバシーを含む情報など青少年保護の観点から不適切と考えられるコンテンツを報告する機能を備えるなど迅速に対応できる体制、ユーザーが不適切な言動を行うユーザーをブロックする機能などを備えることが望ましい。
- アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて、青少年保護の観点から利用者情報の提供や課金の実施などのうち重要な判断が必要になる場合に、保護者の関与に関する仕組みや機能を備えることが望ましい。

1.5.2. アプリストア運営事業者

- アプリストア運営事業者は、運営するアプリストアに掲載する個別のアプリケーションに関して審査を行うことが望ましい²。当該審査を行う場合には、年齢制限設定（レーティング）に関する基準³を設定し、適切な年齢制限設定が行われるよう確認することが望ましい。
- アプリストア運営事業者は、アプリストアへのアプリケーションの登録審査について、その基準を作成し、あらかじめ公表するとともに、アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して迅速かつ適切なフィードバックを行うことが望ましい。
- アプリストア運営事業者は、運営するアプリストア内に青少年向けアプリケーションを集めた専用の分類を設けることが望ましい。

1.5.3. OS 提供事業者

- OS 提供事業者は、アプリストア運営事業者において、前節において取り組

¹ 青少年は18歳未満とされているが、利用者情報の取扱いに当たっては発達段階に対応した配慮を行うことが望ましい。

² OS 提供事業者が個別のアプリケーションに関して審査を行う場合を含む。

³ 例えば、IARC（国際年齢評価連合）等の国際的なレーティング基準や各国で広く一般に使用されている基準を採用することなどが考えられる。

アプリストアの利用に関する年齢制限を設けている場合は、年齢制限設定（レーティング）を行うことを要しない場合がある。

年齢制限の設定が適切に機能するためには、関係事業者等により年齢等の発達段階が適切に把握されることが重要である。今後の技術的手段の発達や市場の状況を踏まえ、検討を行う。なお、年齢等の発達段階の把握の目的のために収集した情報は他の目的に使用しないことに留意が必要である。

むことが望ましいとされている事項が実施されているか必要な確認を行うとともに、適切な措置を講ずることが望ましい。

- OS 提供事業者は、上記の措置に関して、アプリストア運営事業者に対して適切な説明及び情報提供を迅速に行うことが望ましい。
- OS 提供事業者は、個別のアプリケーションに関して審査を行う場合には、その基準を設定し、あらかじめ公表するとともに、アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して迅速かつ適切なフィードバックを行うことが望ましい。
- OS 提供事業者は、アプリストアにおける個別のアプリケーションのダウンロード及び起動の可否、アプリストアの利用制限並びに、アプリストア及び外部ウェブサイトにおける利用者情報の提供及び課金に対する制限等を行うペアレンタルコントロール機能⁴を実施するために必要な役務を提供することが望ましい⁵。

⁴ ペアレンタルコントロール機能とは、保護者が青少年のアプリケーションの利用を適切に管理するための技術的手段をいう。

⁵ なお、**関係事業者等**は、アプリストアから提供される個別のアプリケーションに対して**ペアレンタルコントロール機能が作動し、利用される環境の実現に向けて、互いに協力や意見交換を行うことが望ましい**。